

茨木市訪問型サービス・活動C事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日実施 以下「総合事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、総合事業実施要綱第3第1号アに規定する訪問型サービス・活動C事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業の実施)

第2 事業の実施主体は、茨木市とする。ただし、市長は、高齢者に対する個別栄養指導が可能な管理栄養士を有している事業者（以下「事業者」という。）に委託する方法により実施することができるものとする。

(対象者)

第3 この事業の対象者は、総合事業実施要綱別表第1に定める者とする。

(事業の内容)

第4 この事業は、第3に規定する対象者のうち当該事業を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者の居宅において、次に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) 事業開始時の機能評価

- ア 身体計測（体重、握力、上腕周囲及びふくらはぎ周囲）
- イ 住環境及び食生活に関する評価
- ウ 改善に向けた目標設定及び助言

(2) 栄養改善のための実践プログラム

- ア 身体計測（体重）
- イ 栄養改善実施状況の確認及び助言

(3) 事業終了時の機能評価

- ア 身体計測（体重、握力、上腕周囲及びふくらはぎ周囲）
- イ 目標達成度の評価

2 前項各号に定めるサービスの提供期間は3～6か月間とする。

3 第1項各号に定めるサービスを提供する際の組合せ及び提供時間は別表に定めるとおりとする。

4 第2項に定める提供期間において、第1項第2号に定めるサービスの提供回数は3回を限度とし、かつ1月当たりのサービスの提供回数は1回を限度とする。

(利用の中止)

第5 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは事業の利用を中止させ

ることができる。

(1) 第3に定める要件を欠くに至ったとき。

(2) その他、事業の利用が適切でないと判断されるとき。

(費用の請求)

第6 事業者は、1月ごとに別表に定めたサービス単価にサービスの提供回数に乗じた額を市長に請求するものとする。

2 事業者は前項の請求にあたっては、請求書にサービス提供の実績が分かる書類を添えて、当該月分をまとめて翌月15日までに市長に提出しなければならない。

(衛生管理等)

第7 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第8 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

第9 事業者は、事業を実施するにあたっては、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他のサービス提供事業所との連携に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第10 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による支援を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業者は、前3項に定める措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めておかなければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第11 事業者は、当該事業を廃止又は休止、再開しようとするときは、その廃止又は休止、再開の日の1月前までに、茨木市訪問型サービス・活動C事業(廃止・休止・再開)届出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の定めによる届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当

該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他のサービス提供事業者及び関係者等への連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(状況報告等)

第12 市長は、前項の定めによる届出をしたときは、事業者に対し、当該事業者の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第4及び第6関係）

サービス提供時の組合せ		1回当たりの提供時間	単価
初回	事業開始時の機能評価及び 栄養改善のための実践プログラム	1時間以内	13,200円
中間	栄養改善のための実践プログラム	30分以内	8,800円
最終	栄養改善のための実践プログラム 及び事業終了時の機能評価	1時間以内	8,800円

別記様式（第11関係）

茨木市訪問型サービス・活動C事業（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

（届出先） 茨 木 市 長

（届出者）

所在地

名称

代表者名

㊞

（代表者名が自署の場合は、押印不要です。）

次のとおり事業を（廃止・休止・再開）をしますので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称
	所在地
休止・廃止・再開の区分	廃止 ・ 休止 ・ 再開
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日
休止・廃止・再開する理由	
現に支援を受けている者に対する措置 （休止・廃止した場合のみ）	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日